

OKINAWA GENERAL CONTRACTORS ASSOCIATION

沖建協会報



平成31年

No.586

3
月号

今月号の主な内容

- ◆ 第10回役員会を開催
- ◆ 人材開発支援制度の説明会開く
- ◆ 県土木建築部と意見交換会開催



目次

<NEWS>

第10回役員会を開催	1
人材開発支援助成金制度の説明会開く	2
県土木建築部と意見交換会開催	3
建設雇用改善推進会議開く	4
建設廃棄物の適正処理講習会を開催	5
佐敷小で建設業の役割について講話	5
支部活動報告	6
那覇支部 那覇市と意見交換会開く	
那覇支部 県立高校の職業講話に参加	
那覇支部 救命救急講習会開く	
中部支部 おきなわマラソンで会場設営	
北部支部 辺土名高校で職業人講話	
八重山支部 企業説明会に参加	

<メッセージボード>

平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価について	9
経営状況分析の申請はCIICへ	12

<お知らせ>

建設業福祉共済団からのお知らせ	13
西日本建設業保証からのお知らせ	14

<建設雇用改善コーナー>

人材開発支援助成金の案内	16
--------------	----

<Message～後輩たちへ>

<事務局から>

協会の動き	18
今後の日程	18

<会員の異動>

<表紙写真>

【青年部会第10回フォトコンテスト ～島の魅力～ 優秀作品より】

〔造の部 最優秀賞〕

題名：浜辺のドーム

撮影者：おおき ゆうこう

撮影場所：本部町 熱帯ドリーム
センター内

利益の上がる業界を目指す

第10回役員会を開催



議事2件を全会一致で承認

平成30年度第10回役員会を2月12日、建労センターで開催した。

開会のあいさつで下地米蔵会長は、2月上旬に行われた「沖縄保証事業審議会」(西日本建設業保証(株)主催)に参加したことにふれ、「保証会社にはさまざまな補助や制度活用で多方面にわたって協力してもらっている」とし、「いかに利益の上がる業界にしていくかが重要課題」と強調した。会議には、国や県、那覇市らが出席して、業界が抱える課題や、発展に向け意見を交わしたと報告した。

また、働き方改革の推進に不可欠な週休2日制や適正な工期設定等について、発注者が果たす責務も大きいとして、工期延長や工事単価上昇など、現場においても発注者に対して要望すべきは要望して、お互いに連携し協力していこうと呼びかけた。

議事では、退会届1件と、協会の創立70周年功労者表彰に係る選考委員会の設置について審議し、全会一致で承認した。功労者表彰選考委員会では、今年、協会創立70周年の節目に、通常総会後の沖建協表彰と併せて、創立70周年功労者表



開会のあいさつをする下地会長

彰を行うこととし、その表彰に係る選考委員会の設置を提案承認された。

その他事項では、北部地区生コンクリートの販売価格改定について報告。昨年、南部・中部を管轄する県生コンクリート協同組合が改定したことに伴い、実施されるもので、人手不足や資器材の高騰等の諸要因により、単価を上げざるを得ない状況であることを説明、会員企業に理解と協力を求めた。

次に、協会主催の各種講習会日程の案内・周知と、6月4日開催予定の「建設産業合同企業説明会2019」への出展参加を呼びかけた。同企業説明

会は今年で4回目の開催となる。昨年の企業説明会には、約70社余りが参画し、多くの学生が訪れた。企業ごとにブースを設け、直接仕事の内容や企業概要などを説明することができることから、学生には早期進路選択の機会となり、各企業においては新規採用計画などに有効な事業となっている。

このほか、協会が共催する「建設業経営力向上セミナー」(主催：(公社)沖縄県産業振興公社)(2/26開催)への参加呼びかけも行った。

閉会のあいさつに立った比嘉森廣副会長は「健康管理には十分に留意し、今後も一致団結し力を合わせて頑張っていこう」と呼びかけ、会を締めくくった。

○議事

- 1、退会届について：【北部支部】(有)長正土建(代表取締役長堂直樹)
- 2、創立70周年功労者表彰に係る選考委員会の設置について



閉会のあいさつをする比嘉副会長

○その他事項

- 1、北部地区生コンクリートの販売価格改定について
- 2、沖建協各種講習会日程について
- 3、建設産業合同企業説明会2019開催について
- 4、建設業経営力向上セミナーについて

人材開発支援助成金制度の説明会開催

沖建協では、会員企業の社員のキャリア形成、若年者の建設業への入職・定着促進を図るため、人材開発支援助成金制度を活用した各種講習会への参加を呼び掛けている。1月29日には建労センターで、同制度に関する説明会を開催、会員企業の担当者ら約30人が参加した。

説明会では、沖縄労働局の仲地美詠子係長が制度概要や申請手続きにあたっての注意点などを説明した。

制度は、人材育成に取り組む企業に対して、職業訓練など計画に沿って実施した場合に訓練にかかる経費を一部助成するもの。企業の経済的負担を軽減することができ、企業のニーズに合致した人材育成や研修体制の構築が可能となる。

説明会ではこのほか県職業能力開発協会から



制度の概要や申請方法について学んだ

「実践型育成訓練」の研修案内と、沖建協からは平成31年度に開催予定の講習会等の案内が行われた。

入札手続きや現場の課題について議論

県土木建築部と意見交換会開催



歩係り変更などを要望した協会幹部(右)

沖建協は2月5日、県庁で県土木建築部と意見交換会を開き、入札手続きや現場施工の課題などについて意見を交わした。意見交換会には新里英正副会長、津波達也副会長、比嘉正敏建設委員長、呉屋明労務対策委員長らが出席、県から永山淳土木企画統括監、松島良成土木整備統括監、嘉川陽一建築都市統括監らが参加した。

意見交換では、沖建協から、平成27年度の改正労働安全衛生規則において、高さ2m以上の足場を設置する場合には床材と建地の隙間を12cm未満とすることや、幅木の設置が指導対象となるなど墜落防止措置が強化されたが、県の積算基準は3mの地足場を設置する場合においても1.5mの場合と同一の歩掛りが採用されていると指摘。「改正された規則に準じると、仮設資材やとび工賃が多額になる。現行の歩掛りと比較して工費が2倍～4倍になることもあり、適切な下請け契約にも影響が生じる」などと強調、歩掛りの見直しを要望した。これに対し県側は、足場は受注者の責務で施工方法を選択する任意仮設の対象となっていると前置きし「歩掛りについては国の積算基準を採用している。規則改正に積算基準の変更が追い付いていない状況があるかもしれないが、国の基準を県独自に変更することは難

しいのが現状。国や他県の動向なども踏まえて検討していきたい」と回答。

また、建設機械などの積算について、クレーン使用期間が短期間の場合においても長期割引価格(2割減)が使用されている案件があったと報告し「現場の実態を反映していない賃料が設定されていた場合には、入札後であっても金額変更に応じていただきたい。せめて長期割引価格で積算している場合には、その旨を事前に仕様書などに明記できないか」などと訴えた。

県は「落札決定後に金額変更することは困難なので、積算に疑義があれば入札前の質疑や協議事項として挙げていただきたい」と回答、仕様書などへの明記については今後検討していくとした。

このほか沖建協から、受注者の帰責事項によらない施工不可要因が発生した場合の速やかな工事中止とその増額費用の支払い、発注および施工時期の平準化などを要望。一方県は、社会保険未加入対策の強化として、31年度から1次下請け企業(法人や5人以上の常用労働者所属企業が対象)が社会保険未加入の場合においても、元請け企業に対してペナルティー措置を導入する方針を示し、協会会員にも周知徹底を図るよう要請した。

若年労働者確保で意見交換

建設雇用改善推進会議開く



県内雇用情勢などについて意見を交わした

若年労働者の建設業への入職促進や雇用問題について、沖建協など建設関係団体や行政機関、教育関係者らが意見を交わす平成30年第2回建設雇用改善推進会議が2月8日、建労センターで開かれた。

会議には沖建協のほか、(一社)沖縄県電気管工事業協会、沖縄労働局や県学校教育課の代表者らが参加して活発な意見を交わした。

会議では、沖建協が継続的に取り組んでいる担い手確保や人材育成に関する活動内容について久高唯和課長が紹介。子どもや保護者らが建設業の魅力を感じることができる「おきなわ建設フェスタ」や高校生を対象とした現場見学会の開催、若手建設技術者に対する公的資格取得講習会の開催など、幅広い年齢層に対して建設業界のPRや担い手育成活動を展開していると説明した。また、沖縄労働局職業対策課の山城豊隆課長補佐は、県内の労働市場の動向などを解説。30年12月末の有効求人倍率が1.23倍となり、県内の雇用情勢は着実に改善が進んでいるとした一方、正規職員の

割合が全国平均を大きく下回る0.6倍になっていることを課題に挙げた。

また、沖建協の源河忠雄専務理事は、県立高校の志願者数について、建築学科の定員超えが続いていると指摘。その上で「建築を目指す若者が増えているのにも関わらず、学び場がないためにやむを得ず他の学科を志望せざるを得ない状況にある。県内の建築学科を増設すべき」などと提起した。さらに、仲本豊副会長が「6月に開催予定の建設合同企業説明会に普通科の生徒の参加を積極的に呼びかけてはどうか」と提案したほか、沖縄県高等学校協会工業部会の比嘉淳部会長は「県内外ともに求人は多い。3年生はすぐに内定が決まるので、企業PRは2年生に積極的にした方がよい」などと意見を述べた。

建設廃棄物適正処理講習会を開催

沖建協は、建設マニフェスト販売センターと建設六団体副産物対策協議会と共同で2月1日、建設廃棄物の適正処理に係る講習会を建労センターで開催し、会員企業から73人が参加した。

講習会では、鹿島建設(株)本社安全環境部の米谷秀子担当部長兼施工環境グループ長と日建連環境委員会建築副産物部会の笠井賢一副部長、建設マニフェスト販売センターの戸田伊作総務部長が講師を務め、建設廃棄物の適正な処理方法や建設リサイクル法、マニフェストについて解説した。

このうち米谷部長は「建設工事などでは発注者から直接工事を請け負った元請け業者が排出事業者になる」と説明。排出事業者は自己処理または委託処理により、自らの廃棄物を適正に処理しなければならないとし、自己処理でも処理基準は適用され、委託処理の場合は委託基準を守るよう



会員企業から多数が参加した

指導した。

沖建協では、産業廃棄物の適正処理の理解促進と不法投棄撲滅などを目的に毎年、会員向けに適正処理講習会を開いている。今年度は昨年7月に八重山地区、11月に宮古地区でそれぞれ開催した。

佐敷小で建設業の役割について講話

2月13日に南城市立佐敷小学校で開かれた「お仕事調査隊」に沖建協から伊敷宏和係長と城間盛彦さんが講師として参加。同小4年生を対象に建設業について講話した。

伊敷係長は「建設業には、つくる、なおす、まもる、という役割がある。多くの人の役に立つ仕事」と強調し、社会インフラの建設や維持、災害発生時の道路啓開活動などを児童らに分かりやすく解説した。また、城間さんは、ファンの付いた空調服やドローンなどを紹介。「空調服は夏でも涼しく仕事ができるようになっているし、ドローンによる測量で早く仕事が終わるように色々な工夫がされている」と話した。

このほか、児童らは模型のアーチ橋を組み立てて、アーチ橋の強度を体感したほか、手動と電動ドライバーの違いを体験。参加した児童は「建設会社の仕事は家を建てるだけじゃないということ



建設業について楽しみながら学習した

が分かった」「建設業は暑くて大変だと思っていたが、最近では涼しい環境で仕事ができるようになっていたことが初めて分かった」などと感想を寄せた。

支部活動報告

■那覇支部 那覇市と意見交換会開く

那覇支部(長山宏支部長)は1月23日、那覇市役所で那覇市との意見交換会を開いた。意見交換会には長山支部長はじめ、黒島一洋副支部長ら23人が参加、那覇市からは、都市みらい部の玉城義彦部長やまちなみ共創部の城間悟部長ら15人が出席した。

意見交換では、那覇支部側から適正な工期・予定価格の設定や入札時積算数量書活用方式の実施検討など14点の意見を提示。資材及び市場単価(材工)設定の適正化について那覇市側は「最新の単価で積算しているが、それ以上に市場の動きが大きい場合がある。物価スライドなどがあるので、協議しながら対応していきたい」と回答した。このほか、契約後の金入り計算書の情報開示について説明を求めたところ、那覇市側は、那覇市情報公開条例に基づき対応しているとし、これまで請求があった事例な



活発に意見交換した

を紹介した。

長山支部長は、「毎年のように意見交換会を実施してきたことで、提出書類の簡素化や現場の重複検査の減少など、さまざまな改善が図られている」と述べ、「今後も意見交換会を継続していきたい」と語った。

■那覇支部 県立高校の職業講話に参加

那覇支部(長山宏支部長)は1月30日に開かれた県立真和志高校での県内企業就職講話に、(株)古波蔵組の古波蔵太志社長と(株)丸元建設の糸数幸恵社長を講師として派遣した。

古波蔵社長は、地域のまちづくりを支えている建設業を紹介したほか、災害時には自衛隊や消防隊に先んじて道路啓開作業などを行っている現状を説明、「地域の安全を守るという重要な役割も担う、やりがいのある業界だ」と建設業の魅力をアピールした。

また糸数社長は、県内で進められている那覇空港滑走路増設事業や沖縄都市モノレール延長事業などの概要を説明。ICT化が進む現場作業の効率化や女性技術者の活躍などを紹介。「工業高校や建設系の専門学校の卒業生でなくても、やる気さえあれば資格取得を通じて着実にキャリアアップできる」などと述べ、生徒らに入職を呼びかけた。

支部ではこのほか、1月30日に久米島高校で久米建設(株)の宇禄弘社長と(有)比嘉組の比嘉則明専務、2月15日には首里高校で宜名真弘和事務局長が建設業の役割や魅力について講話した。



真和志高校で講話した(30日)



首里高校でも講話した(2月15日)

■那覇支部 救命救急講習会開く

那覇支部(長山宏支部長)は1月30日、那覇市の沖縄県男女共同参画センターで、毎年恒例の応急処置講習会を開催。会員企業から約20人が参加し、事故発生時の救命処置の手順などを学んだ。

講習会ではDVDで人工呼吸法や心肺蘇生法、AEDの使用方法などを確認。その後、2グループに分かれて那覇市消防本部の隊員の指導のもと、参加者が一人ずつ応急処置の手順を実践した。那覇市消防本部の隊員は「AEDの準備中や心電図解析を行っている時でも、可能な限り胸骨圧迫の中断をできるだけ短くすることが大切だ」とアドバイスした。

同支部の宜名真弘和事務局長は「現場や日常生活でも実践できることなので、毎年多くの方に



応急処置の手順を学んだ

参加してもらっている。今後も継続して実施していきたい」と話した。

■中部支部 おきなわマラソンで会場設営

中部支部(手登根明支部長)は2月14日、17日に行われた第27回おきなわマラソンの運営支援のため、沖縄市の県総合運動公園内体育館(メインアリーナ)で会場設営などのボランティア活動を行った。

手登根支部長は「これまで、社会貢献の一環として中部圏域のイベント設営等に参加してきたが、会員企業が積極的に取り組む姿勢に大変感謝している」と述べ、「今後もみんなで協力して、中部地区を盛り上げていきましょう」と呼び掛けた。

同支部では、第1回大会から27年連続で会場設営や周辺整備などの運営支援を行っており、毎年会員企業から多数が参加・協力している。今回も会員企業から13人が参加し、体育館内に出場者用ゼッケン・記念品交付場所などの会場設営を行った。



ボランティアに参加した皆さん

支部活動報告

■北部支部 辺士名高校で職業人講話

北部支部(仲泊栄次支部長)の蟻生武志事務局長は1月29日、辺士名高校で職業講話を行った。建設業への就職に関心を持っている生徒を対象に、建設業の仕事内容や役割、技能、資格等について講話した。

蟻生事務局長は「建設業は、厳しい現状もあるが、地域の守り手としてなくてはならない仕事」と建設業が地域に果たす役割などを説明、4月に新社会人となり建設業に携わる生徒らにエールを送った。

環境科と普通科がある同校では、過去3年間で建設業に就職する生徒が増えており、今年度も約3割の生徒が建設業への就職が内定している。内定している生徒をはじめ、将来建設業へ就職を希



熱心に耳を傾ける生徒ら

望している生徒らが参加して、建設業に関する予備知識を深めるとともに、社会人としての心構えなどを学んだ。

■八重山支部 企業説明会に参加

八重山支部(米盛博明支部長)は2月15日、石垣市の八重山農林高等学校で開催された八重山地区企業説明会に出展した。説明会には地元3高校と特別支援学校高等部の生徒らを中心に約190人が参加、将来の就職を見据え、各企業のブースで熱心に説明を聞いた。

支部のブースでは担当者が「自分の関わった建物がずっと島に残る。とても誇りに思うし、やりがいを感じる仕事」「3Kと言われたのは昔の話。今は機械化されていて、きつくない。難しい計算もすべてパソコン(ソフト)で対応できる」などと建設業の仕事のアピール。「建設業は衣食住に関わる絶対に途切れない職業。現在20代、30代の技術者が足りない。専門職から入職して将来総合職を目指してほしい」と生徒らに呼びかけた。説明をした琉穂建設(株)の川満正人社長は「建設業の魅力



丁寧に説明した

を伝えられたと思う。将来に期待したい」と話し、(株)大晃の上里直志社長も「みんな真剣に話を聞いていた。ぜひ建設業に興味を持って将来一緒に仕事ができれば」と手応えを感じた様子だった。

平成31年2月22日
 土地・建設産業局 建設市場整備課

平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価について

平成30年度に実施した公共事業労務費調査に基づき、平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価を決定したのでお知らせします。

○ 今回決定した公共工事設計労務単価は、平成31年3月31日までに新たな単価の決定を行わない限り、平成31年4月1日以降も引き続き適用します。

1. 平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価について

決定した都道府県別・職種別の公共工事設計労務単価一覧を「平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価」に示す。なお、単価の決定にあたり、社会保険に未加入の者が適正に加入できるよう、引き続き、法定福利費相当額を適切に反映している。

また、入札不調の発生状況等に応じて公共工事設計労務単価を機動的に見直すことのできるよう措置している。

公共工事設計労務単価は、国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課及び各地方整備局技術管理担当課等で閲覧できる。

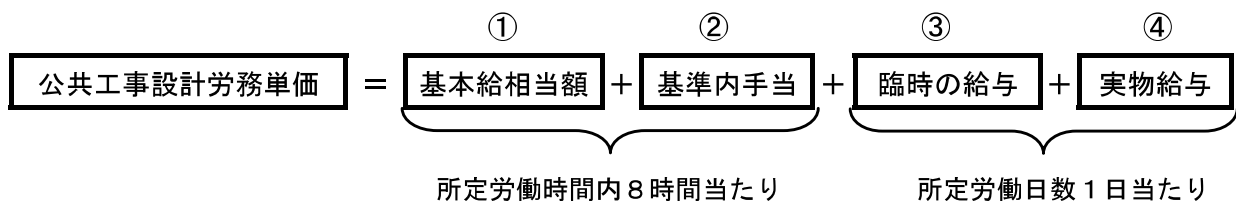
2. 公共工事設計労務単価について

(1) 公共工事設計労務単価の構成

公共工事設計労務単価は、次の①～④で構成される(図-1)。

- ① 基本給相当額
- ② 基準内手当(当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当)
- ③ 臨時の給与(賞与等)
- ④ 実物給与(食事の支給等)

図-1 公共工事設計労務単価の構成



(2) 公共工事設計労務単価に含まれない賃金、手当、経費

- ① 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
- ② 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当
- ③ 現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費

(例えば、交通誘導警備員A、Bの単価については、警備会社に必要な諸経費(現場管理費及び一般管理費等)は、含まれていない。)

(3)留意事項

公共工事設計労務単価は公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、以下の点について十分留意すること。

- ・本単価に含まれる賃金の範囲は(1)のとおりであり、(2)に示すものは含まれないこと(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている)
なお、労働者の雇用に伴う必要経費を含めた金額を参考に示す。

3. 公共事業労務費調査の概要について

(1)調査目的

公共工事の発注に際し必要となる予定価格の決定にあたっては、「予算決算及び会計令」において、取引の実例価格、需給の状況等を考慮して適正に定めることとされている。

これに基づき、農林水産省及び国土交通省では、公共工事の予定価格の積算に必要な公共工事設計労務単価を決定するため、所管する公共事業等に従事した建設労働者等に対する賃金の支払い実態を、昭和45年より毎年定期的に調査している。

(2)調査方法

①調査対象工事

農林水産省及び国土交通省所管の直轄・補助事業等のうち、平成30年10月に施工中の1件当たり1,000万円以上の工事を選定母集団として、無作為に抽出。未着工、完了等の無効となった工事を除く有効工事件数は、11,041件。

②調査の実施方法

調査対象者は、調査対象工事に従事する51職種の建設労働者等(各職種の定義・作業内容を「調査対象職種の定義・作業内容」に示す)。労働基準法により使用者に調製・保存が義務付けられている賃金台帳から、請負業者(元請会社及び協力会社)が転記する等して調査票を作成。会場調査において、調査票記載内容を照合・確認することにより、賃金の支払い実態を把握。

③有効標本数

賃金台帳の不備等による不良標本を除いた有効標本数は、全職種で91,173人。

④公共工事設計労務単価の決定

有効標本について、所定労働時間内8時間あたりに換算し、都道府県別・職種別に集計。集計結果を基に、公共工事設計労務単価を決定。

なお、屋根ふき工及び建築ブロック工については、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価として設定するに至らなかった。

⑤その他

平成30年10月調査の対象となった工事の件名及び請負会社名(元請)については、各地方連絡協議会事務局(国土交通省各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の技術管理課等)において、割増対象賃金比については国土交通省ホームページにおいても閲覧できる。

メッセージボード

(別添)

(参考)

平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価

※所定労働時間8時間当たりの金額(単位:円)

特殊 作業員	普通 作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工
21,200 (29,800)	18,700 (26,300)	14,400 (20,200)	—	22,600 (31,800)	27,300 (38,400)	19,500 (27,400)	—	17,200 (24,200)	25,000 (35,200)
鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手 (特殊)	運転手 (一般)	潜かん工	潜かん 世話役	さく岩工	トンネル 特殊工	トンネル 作業員
19,900 (28,000)	23,700 (33,300)	23,700 (33,300)	24,100 (33,900)	21,200 (29,800)	33,500 (47,100)	39,600 (55,700)	—	28,500 (40,100)	23,000 (32,300)
トンネル 世話役	橋りょう 特殊工	橋りょう 塗装工	橋りょう 世話役	土木一般 世話役	高級船員	普通船員	潜水土	潜水 連絡員	潜水 送気員
32,700 (46,000)	32,200 (45,300)	26,000 (36,600)	38,400 (54,000)	24,000 (33,700)	23,800 (33,500)	21,100 (29,700)	45,700 (64,300)	28,100 (39,500)	30,400 (42,700)
山林 砂防工	軌道工	型わく工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工	タイル工
—	—	25,800 (36,300)	—	24,900 (35,000)	17,600 (24,700)	—	29,500 (41,500)	—	—
サッシ工	内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	保温工	設備 機械工	交通誘導 警備員A	交通誘導 警備員B	
—	18,400 (25,900)	22,000 (30,900)	—	16,700 (23,500)	—	—	11,700 (16,500)	10,300 (14,500)	

上 段 : 公共工事設計労務単価

(下段): 公共工事設計労務単価+必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舍費等)(参考値)

注意事項

- ①公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- ②本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- ③時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- ④公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- ⑤法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- ⑥建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。
- ⑦この表は、「平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

建設業 経営状況分析の申請は

一般財団法人

建設業情報管理センター

ココがNO1
経営状況分析
取扱件数

ココがNO1
29年度 経営状況分析
申請取扱件数

ココがNO1
29年度 経営状況分析
申請取扱シェア件数

CIIC

昭和63年(1988年)設立以来、
経営状況分析取扱件数延べ

440万件以上



ソフトも充実! インストール不要 会員登録不要 利用料・更新料一切不要

便利でお得な無料配布ソフト
『なんでも経審』

建設業
許可

経営事項
審査

経営状況
分析

などの申請書類や財務諸表がこれ1本で、簡単に作成できます!

CIIC 電子申請にマイページ機能を搭載!

- ① 電子申請ができる
- ② 過去の申請履歴が確認できる
- ③ 現在申請中の進捗状況が確認できる
- ④ 分析手数料の支払いができる
- ⑤ 結果通知書の受取方法が選択できる

便利なコンビニ受け取りサービス!

「電子申請」または「郵送申請」
どちらのお客様も
サービスが受けられます!

コンビニなら24時間受取OK!

登録経営状況分析機関 登録番号 1 【アドレス】<http://www.ciic.or.jp/> 又は、CIIC 検索

CIIC 一般財団法人 建設業情報管理センター 九州事務所

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目14番18号(福岡建設会館6階)
TEL 092-483-2841



当財団は、
情報セキュリティ
マネジメントシステム
(ISMS)に関する
ISO規格(27001)の
認証を取得しています。

お知らせ

<法定外労災補償制度>

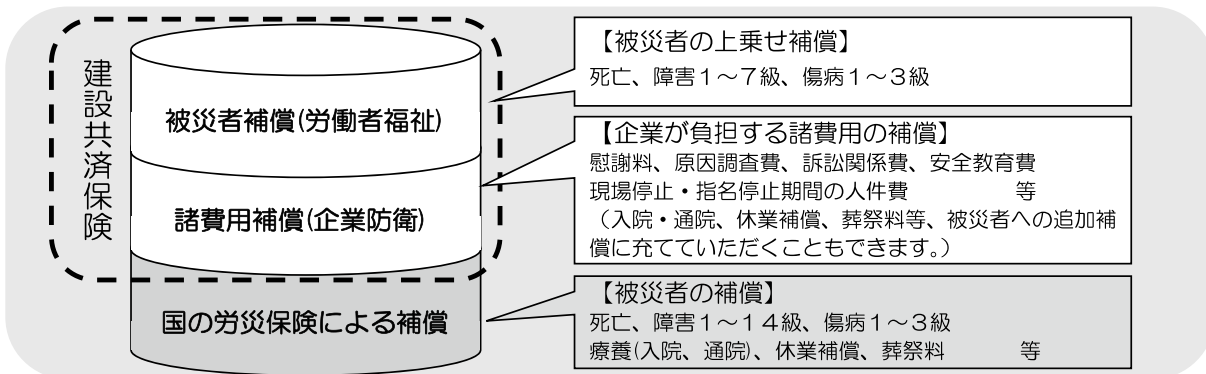
建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！

(年間完成工事高契約)

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



1. 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

2. 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者(アルバイト等を含みます。)を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

3. 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加点

【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円
(被災者補償保険金 500万円)
(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	57,760円	22,040円
5億円	121,600円	46,400円
10億円	197,600円	75,400円
50億円	760,000円	290,000円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍となります。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- 安全衛生推進者表彰 等

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

公益財団法人 **建設業福祉共済団**

Tel 03-3591-8451

URL:<http://www.kyousaidan.or.jp/>

取扱機関

一般社団法人 **沖縄県建設業協会**

Tel 098-876-5211

建設共済保険

検索

沖縄県内の公共工事動向 (平成31年1月分)

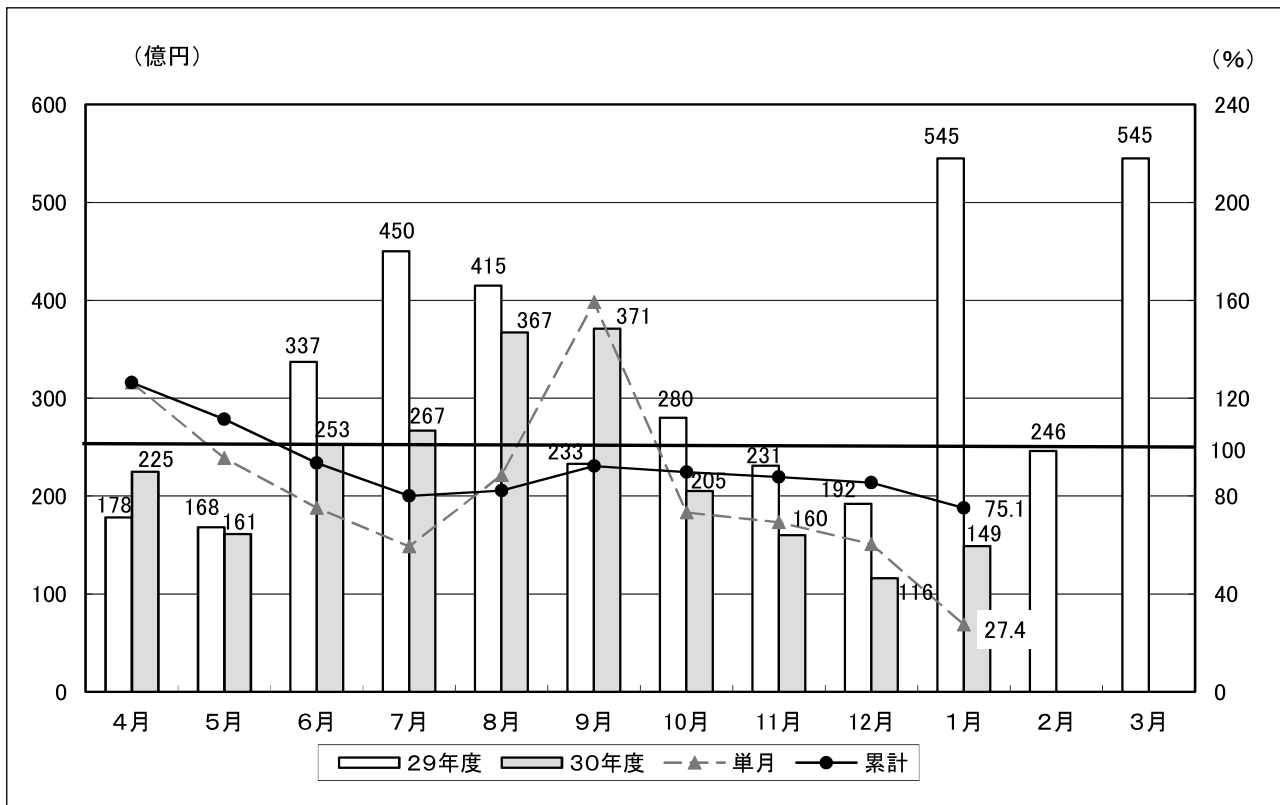
西日本建設業保証 (株) 沖縄支店

▼ 概況

(単位：件、百万円、%)

	当 月		前年同月比		累 計		前年同期比	
	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
国	17	5,834	38.6	13.0	380	62,838	86.4	44.6
独立行政法人等	1	36	50.0	91.1	27	4,606	79.4	101.9
沖縄県	53	1,820	160.6	69.2	863	63,170	97.3	98.2
市町村	107	4,201	81.1	65.4	1,441	86,026	92.8	109.1
その他	19	3,050	271.4	468.3	120	11,193	88.2	75.8
平成30年度	197	14,944	90.4	27.4	2,831	227,836	92.8	75.1
平成29年度	218	54,569	100.5	187.2	3,050	303,437	92.0	114.0
平成28年度	217	29,148	99.1	238.9	3,317	266,173	99.8	110.6
平成27年度	219	12,202	82.0	85.0	3,324	240,661	91.5	97.7
平成26年度	267	14,359	85.9	71.6	3,633	246,213	93.3	111.6

▼ 月別請負金額、単月・累計前年対比の推移



建設業界で話題沸騰の中間前金払制度！ 御社でも是非ご活用下さい！

【中間前金払制度とは】

- ◆ 請負金額の40%に相当する前払金に加え、工期と出来高が1/2を超えた時点で、追加で請負金額の20%を受領できる制度です。

【お手続きの流れ】

- ①発注者へ「認定請求書等」を提出して下さい。
▽
- ②発注者より「認定調書(通知書)」が交付されます。
▽
- ③保証会社へ中間前払金の保証申込みをお願いします。
▽
- ④「中間前払金の保証証書」を発注者へ提出して下さい。
▽
- ⑤発注者より中間前払金が入金になります。現金一括で払い出し可能です。

便利！

- ・現金一括で払出可能!
- ・入金後すぐ利用可能!

3つのメリット

安い！

- ・保証料率 0.065%!
- ・借入利息より断然安い!

簡単！

- ・簡便な出来高認定!
- ・煩雑な資料作成不要!

例えば、請負金額 5,000万の場合……

1,000万円が利用可能! 保証料はわずか **6,500円!**

中間前金払制度の導入状況(平成31年2月1日現在) 35/41市町村 導入

発注者	対象金額	対象工期	発注者	対象金額	対象工期	発注者	対象金額	対象工期
沖縄県	1千万円以上	120日以上	竹富町	500万円以上	60日以上	伊平屋村	1千万円以上	120日以上
那覇市	1千万円以上	120日以上	久米島町	150万円以上	60日以上	南大東村	150万円以上	—
名護市	1千万円以上	120日以上	本部町	1千万円以上	120日以上	恩納村	1千万円以上	120日以上
うるま市	1千万円以上	120日以上	与那原町	1千万円以上	120日以上	読谷村	1千万円以上	120日以上
沖縄市	1千万円以上	120日以上	北谷町	150万円以上	—	伊江村	1千万円以上	120日以上
宜野湾市	1千万円以上	120日以上	南風原町	150万円以上	—	宜野座村	130万円以上	90日以上
糸満市	50万円以上	90日以上	西原町	100万円以上	—	伊是名村	150万円以上	—
豊見城市	1千万円以上	90日以上	嘉手納町	1千万円以上	120日以上	北大東村	150万円以上	—
南城市	1千万円以上	120日以上	中城村	150万円以上	—	東村	1千万円以上	120日以上
宮古島市	1千万円以上	120日以上	北中城村	1千万円以上	120日以上	渡嘉敷村	50万円以上	—
石垣市	130万円以上	60日以上	国頭村	1千万円以上	120日以上	粟国村	150万円以上	—
浦添市	1千万円以上	120日以上	大宜味村	1千万円以上	120日以上	座間味村	150万円以上	—

※表に掲載のない市町村は中間前金払制度を導入されておりません。

お申し込み・お問い合わせは下記までお願いします。

西日本建設業保証株式会社 沖縄支店(担当:小倉、濱岡)

TEL: 098-876-1981 FAX番号: 098-876-1985



人材開発支援助成金の案内

人材開発支援助成金は、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。企業の人材育成と労働者の職業能力開発のために、ぜひ、ご活用ください。

〈平成 30 年 4 月 1 日からの主な改正内容〉

- キャリアアップ助成金の人材育成コース、建設労働者確保育成助成金の認定訓練コース及び技能実習コース、障害者職業能力開発助成金を統合し、助成メニューを7類型(特定訓練コース、一般訓練コース、特別育成訓練コース、教育訓練休暇付与コース、建設労働者認定訓練コース、建設労働者技能実習コース、障害者職業能力開発コース)に整理統合しました。
 - 労働生産性が向上している企業について支給する割増助成分について、特定訓練コースのみ、訓練開始日が属する会計年度の前年度とその3年度後の会計年度と比較する成果主義へ変更しました。
 - 制度導入助成について、教育訓練休暇付与コースを新設するとともに、キャリア形成支援制度導入コース及び職業能力検定制度導入コースについては、平成29年度限りで廃止いたしました。
- その他詳細はHP (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html) などでご確認ください

〈各コースの申請期限〉

○訓練実施計画(訓練様式第1号)

→訓練開始日から起算して1カ月までに提出するようお願いします。

例：訓練開始日が7月1日である場合、6月1日が提出期限

訓練開始日が7月15日である場合、6月15日

訓練開始日が7月31日である場合、6月30日(6月31日がないためその前日)

訓練開始日が9月30日である場合、8月30日(前月の同日が期限)

訓練開始日が3月29日、30日、31日である場合、いずれも2月28日(2月29日までである場合は29日)

※新たに雇い入れた被保険者のみを対象とした訓練等雇い入れ日から訓練開始日までが1カ月以内である訓練等の訓練実施計画届の提出期間については、訓練開始日から起算して原則1カ月前に提出するようお願いします。

※訓練実施計画届提出時において、提出が困難な添付書類がある場合には当該添付書類について訓練開始日の前日までに提出するようお願いします。

※申請期限について平成29年度と取り扱いが異なるのでご注意ください。

人材開発支援助成金

特定訓練コース	・労働生産性の向上に係る訓練 ・技能継承等の訓練	・雇用型訓練 ・グローバル人材育成の訓練	・若年労働者への訓練
一般訓練コース	上記以外の訓練		
教育訓練休暇付与コース	・有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成		
特別育成訓練コース	・一般職業訓練	・有期実習型訓練	・中小企業等担い手育成訓練
建設労働者認定訓練コース	・認定職業訓練または指導員訓練のうち建設関連の訓練		
建設労働者技能実習コース	・安衛法に基づく教習及び技能講習や特別教育 ・能開法に規定する技能検定試験のための事前講習 ・建設業法施行規則に規定する登録機関技能者講習 など		
障害者職業能力開発コース	・障害者職業能力開発訓練施設等の設置等 ・障害者職業能力開発訓練運営費(人材費、教材費等)		

お問い合わせ先
 沖縄労働局職業安定部
 職業対策課 助成金センター
 TEL:098-868-1606
 FAX:098-868-1612

【助成額・助成率】 ()内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練	賃金助成 (1人1時間当たり)		経費助成		実施助成 (1人1時間当たり)	
		生産性要件を満たす場合		生産性要件を満たす場合		生産性要件を満たす場合
① 特定訓練コース ※						
Off-JT	760円(380円)	960円(480円)	45%(30%)	60%(45%)	—	—
OJT	—	—	—	—	665円(380円)	840円(480円)
② 一般訓練コース						
Off-JT	380円	480円	30%	45%	—	—
③ 教育訓練休暇付与コース	—	—	30万円	36万円	—	—

※認定実習併用職業訓練において、建設業、製造業、情報通信業の分野(特定分野)の場合は経費助成率を30%→45%、45%→60%、60%→75%へ引き上げます。

Message ～後輩たちへ～

構造物の完成は他には変えられない喜び!!

構造物が完成した時の喜びや感動は他には変えられない! 何もない所から図面通りの形になっていく過程を間近で見ることができ、毎日の変化が楽しいです。社会生活の基盤となるインフラ施工に携われること、自身の手掛けた構造物が何十年も形として残ることに誇りとやりがいを持ち、沖縄県の発展に貢献できるよう、ともに切磋琢磨していこう!



現在手掛けている新名護幹線一部地中化工事(管路布設)の現場。河川伏越しのため、推進工事を採用。発進立坑工事の施工状況です。



沖縄水産高等学校出身

平良 拓也さん(24歳)

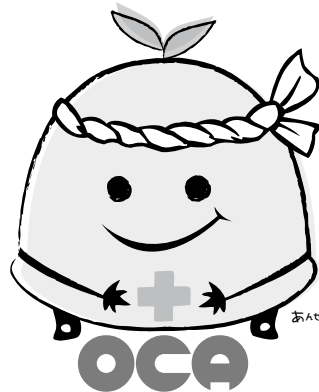
(株式会社沖電工 建設部)

たいら・たくや/糸満市出身/2013年3月沖縄水産高校総合学科卒業/2017年3月第一工業大学工学部自然環境工学科卒業/2017年4月(株)沖電工入社

将来の夢: 1級土木施工管理技士を早期に取得し、現場での測量など数多くの事を積極的に学びながら先輩たちが持つ技術力を習得し、第一線で活躍したいです。いずれは、橋梁やダムなど大規模な構造物を構築したいです。

沖建協「見える化」イメージアップキャラクター あんぜんぼーや 誕生!!

地域と共に、未来を築く



Okinawa General Contractors Association

あんぜんぼーや

私たちは、沖縄県建設業協会会員です。

一般社団法人 沖縄県建設業協会
Okinawa General Contractors Association



建設業界のイメージアップと沖縄県建設業協会会員の「見える化」を図るため、協会のイメージアップキャラクター「あんぜんぼーや」のシールを作成しました。(A4サイズ、A3サイズ)

協会会員が施工する建設現場の出入り口など人目に触れる機会の多い場所に貼って、協会会員であることを示すPR活動に使用してください。

追加で必要な場合は、所属支部窓口で配布します。

2019年2月の動き

日	曜	冲建協・建産連・土木技士会・青年部会等	その他会議・講習会等
1	金	・冲建協・建設マニフェスト販売センター主催「建設廃棄物の適正処理に係る講習会」(建労センター)	
5	火	・冲建協「県土木建築部との意見交換会」(県庁)	・県雇用政策課「未来の産業人材育成事業合同会議」(那覇市)
6	水		・経済団体会議「本会議」(那覇市) ・県環境再生課「沖縄県全島緑化県民運動推進会議」(那覇市)
7	木	・冲建協青年部会「県外視察研修打ち合わせ会議」(建労センター)	・建設業振興基金「監理技術者講習」(浦添市)
8	金	・冲建協「建設雇用改善事業推進会議」(建労センター)	・西日本建設業保証(株)沖縄支店「沖縄保証事業審議会」(那覇市)
12	火	・建設会館「取締役会」(冲建協委員会室) ・冲建協「正副会長会議」(建労センター) ・冲建協「役員会」(建労センター) ・冲建協「総務委員会」(冲建協委員会室)	・九建協「土木委員会・九地整との意見交換会」(福岡県)
13	水		・なんじょう産学官連携人材育成協議会「佐敷小学校お仕事調査隊」(南城市) ・九建協「建築委員会・九地整営繕部との意見交換会」(福岡県)
20	水		・建設業企業年金基金「資産運用委員会、代議員会」(那覇市)
21	木	・冲建協青年部会「県外視察研修会」(鹿児島県)	・建設業振興基金「監理技術者講習」(浦添市) ・沖縄しまたて協会「沖縄県建設産業ビジョン推進委員会」(那覇市)
22	金		・経済団体会議「沖縄県知事への要請」(那覇市)
26	火		・九建協「九州ブロック雇用改善事業・助成金担当者会議」(佐賀県)
27	水		・全国建設青年会議「会長会議、全国大会反省会および全国大会準備会」(東京都)
28	木	・冲建協「支部長・事務局長会議」(建労センター)	・沖縄県暴力団離脱者社会復帰支援協議会「総会」(那覇市)

2019年3月の行事予定

日	曜	冲建協・建産連・土木技士会・青年部会等	その他会議・講習会等
1	金		・沖縄総合事務局防災・危機管理課「沖縄の持続的な発展を支える防災対応推進会議」(那覇市) ・建設業振興基金「建設キャリアアップシステムに関する実務担当者向け全国集合研修会」(東京都) ・建設業振興基金「建設産業人材確保・育成推進協議会全国担当者会議」(東京都)
4	月		・全国建産連「総務委員会」(東京都)
5	火		・全建「建設生産システム委員会」(東京都)
10	日		・建設業振興基金「建設業経理士検定試験(1・2級)、建設業経理事務士検定試験(3・4級)」(宜野湾市)

事務局から

日 曜	沖建協・建産連・土木技士会・青年部会等	その他会議・講習会等
11 月		・おきなわ建設フェスタ事務局「実行委員会」(那覇市)
12 火		・県労働政策課「契約審議会」(那覇市) ・全国土木技士会「企画運営委員会」(東京都) ・九州建設青年会議「役員会・意見交換会・全国大会実行委員会」(福岡県) ・おきなわ技能五輪・アビリンピック2018推進協議会「幹事会」(那覇市)
13 水	・沖建協「労務対策委員会」(沖建協委員会室) ・沖建協「総務委員会」(建労センター)	
14 木	・建産連「役員会」(建設会館展示室)	・建設業振興基金「監理技術者講習」(浦添市) ・九州地区土木技士会「事務局長会議」(那覇市)
18 月		・全建「協議員会」(東京都) ・建退共本部「評議員会」(東京都)
19 火		・建設業福祉共済団「都道府県建設業協会会長会」(東京都) ・建設業振興基金「参与会」(東京都) ・建災防本部「理事会」(東京都)
20 水	・沖建協「正副会長会議」(沖建協委員会室)	
22 金	・沖建協「役員会」(建労センター)	
25 月		・建退共本部「支部事務局長会議」(東京都)
26 火		・建設業振興基金「監理技術者講習」(浦添市) ・全建「全国専務理事・事務局長会議」(東京都) ・おきなわ技能五輪・アビリンピック2018推進協議会「総会」(那覇市)

[3月号会員の異動]

退 会

ページ	支部名	会社名	代表者名
P38	北部	(有)長正土建	長堂 直樹

沖建協会報 2019年3月号(第586号)
平成31年3月1日 発行
発行人 源河 忠雄

発行所 一般社団法人 沖縄県建設業協会
〒901-2131 沖縄県浦添市牧港5-6-8
TEL.098(876)-5211
FAX.098(870)-4565
編集 株式会社沖縄建設新聞

建退共制度のご案内

この制度は、建設現場で働く方々のために、「中小企業退職金共済法」という法律により国が作った退職金制度です。

事業主の方は、現場で働く方々の共済手帳に働いた日数に応じて、掛金となる共済証紙を貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに、建退共から退職金を支払うといういわば業界全体での退職金制度です。

お知らせ

中小企業退職金共済法の一部改正などに伴い、平成28年4月1日から建退共の制度が下記のとおり変更となりました。

I. 退職金の予定運用利回りの変更について

中小企業退職金共済法に基づき5年に1度検討を行うこととされており、今回、検討の結果、建退共の退職金の予定運用利回りが2.7%から3.0%に引き上げられました。

このため、退職金の額に関する政令が改正されました。

※平成15年10月1日以降の掛金納付があり、かつ平成28年4月1日以降に退職金請求事由が発生される者については、平成15年10月1日以降の掛金納付分についても3.0%の予定運用利回りが適用されます。

※掛金納付月数が12月以上24月未満の場合、退職金の額は掛金納付額の3～5割程度の額となります。

II. 退職金の支給要件緩和について

これまで、掛金納付月数が24月未満の場合については退職金の不支給期間となっておりましたが、これが12月未満に緩和されました。(死亡による場合は12月未満で変更ありません。)

※平成28年3月31日以前に退職金請求事由が発生する方は従来通りとなります。

III. 被共済者による移動通算の申出期間の延長について

建退共制度と中退共制度、清退共制度及び林退共制度との間を移動した場合、退職後2年以内であった通算の申出期間が3年以内まで延長されました。

IV. 移動通算できる退職金額の上限撤廃について

これまで、移動通算できる額の上限を超える金額は差額給付金として被共済者に支給していましたが、その上限が撤廃され、全額が移動先の制度に移換できるようになりました。

※詳細については、建退共ホームページに掲載しております。

国の制度

5

つの特長

1 国の制度なので安全確実かつ簡単

退職金は国で定められた基準により計算して確実に支払われます。
手続きはきわめて簡単です。

2 退職金は企業間を通算して計算

退職金は、A企業からB企業にかわっても、それぞれの期間が全部通算して計算されます。

3 国が掛金の一部を補助

新たに加入した労働者（被共済者）については、
国が掛金の一部（初回交付の手帳の50日分）を補助します。

4 掛金は損金扱い

掛金は、税法上全額について、法人では損金、個人企業では必要経費として扱われます。
(法人税法施行令第135条、所得税法施行令第64条1項第1号及び第2項)

5 運営費は国が補助

機構の運営に要する主たる費用は、国の補助でまかなわれますので、
納めた掛金は運用利息とともに退職金給付に充当されます。

●お問い合わせは ☎ 901-2131 沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号

建退共 沖縄県支部 電話 098-876-5214



従業員の
安心が
事業主の
信頼に



建退共は建設業で働く
労働者のための

退職金制度です。



国がつくった退職金制度
なので安心かつ確実!!

制度説明動画 配信中

建退共

検索



スマートフォン
携帯サイトは
こちらから▶▶



けんたいきょう



建設業年度末 労働災害防止強調月間

2010年

3月

1日(金)



31日(日)

須田 亜貴里
(SKE48)



建設業労働災害防止協会

建設業労働災害防止協会